

ビジネス活動の前に知っていただくこと

アマウェイ・ビジネスを行う際には守るべき法律やルールがあります。

これに違反すると法的な罰則や「アマウェイ倫理綱領・行動規準」に定める制裁措置の対象になる場合もあります。

正しく基本を学び、あなたのビジネスに活かしてください。

アマウェイの理念と

ABO(アマウェイビジネスオーナー)のビジネス活動

アマウェイは、共同創業者であるジェイとリッチが掲げた「自由」「家族」「希望」「報われること」からなる理念に基づいてつくられた企業です。

創立当時からその根底にあるのは、商品、ビジネス、社会貢献を通じて人々により良い生活を提供したいという思いです。その実現のため、私たちは、法律やルールを守り、他の人を尊重する態度と行動をとっていれば、自分の考えに基づいて自由に展開できるビジネスモデル、フリーエンタープライズ(自由企業)というビジネスモデルを採用しています。

アマウェイの創立以来、誠意ある人と人とのつながりをもとにした努力と行動によって、多くの方が自らの夢を実現しています。このビジネスモデルの理解を広げ、好ましいビジネス環境をつくっていくために、パートナーであるABO(アマウェイビジネスオーナー)の皆さんにも法律やルールを理解の上行動していただく必要があります。

スポンサー活動資格認定制度

アマウェイ・ビジネスは特定商取引に関する法律が適用されるビジネスであるため、ビジネス活動を開始する前に法律やアマウェイのルール等に関することを理解していただく必要があります。

ビジネス活動において守るべき注意点について理解いただき、ビジネス活動を行っていただくために、法令やルールについてオンラインで受講いただき資格を取得いただく制度が「スポンサー活動資格認定制度」です。

ABO登録を希望されるプライムカスタマーは、「ABO登録トレーニング」を受講・修了し、スポンサー活動資格取得テストに合格後、ABO登録し、スポンサー活動を始めることができます。なお、資格取得後も年に1回更新テストを受講し、資格を更新していただく必要があります。

スポンサー活動資格の未取得、または年1回の更新テストに合格していない場合は、システム上制限がかかり、「アマウェイご紹介カード」が送付できなくなる他、スポンサーしたプライムカスタマーがABO登録を行うことができなくなりますのでご注意ください。

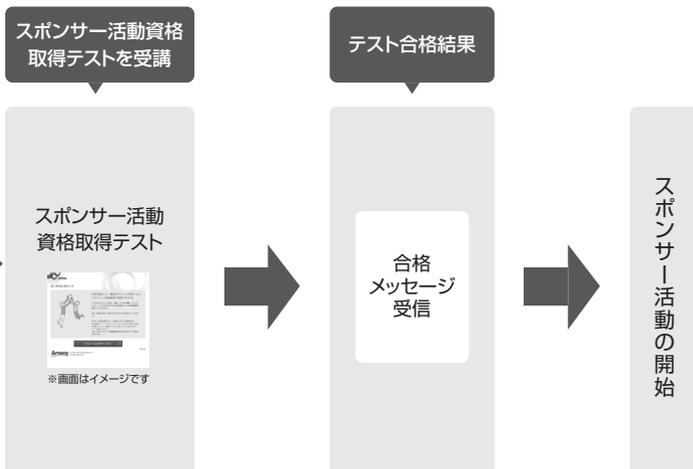
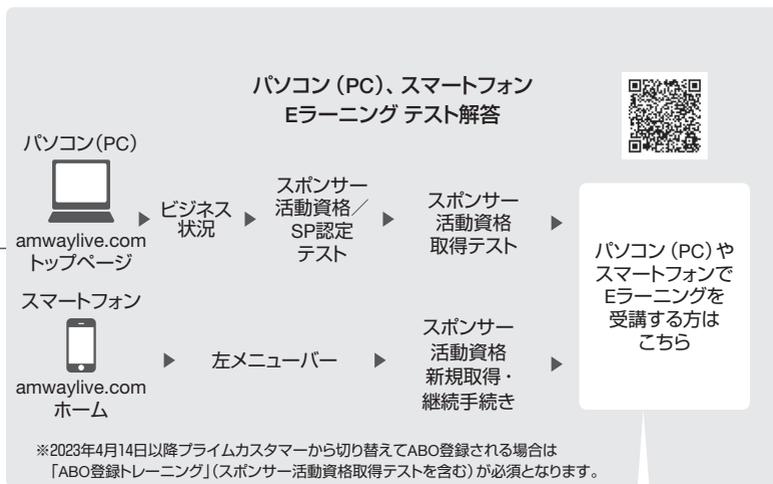
*スポンサー活動とは、相手の方が登録されるかどうかにかかわらず、アマウェイ・ビジネスやABO(アマウェイビジネスオーナー)登録をおすすめる活動を指します。

多人数登録されている方の資格取得については、相談ホットラインまでお問い合わせください。

アマウェイご紹介カード

アマウェイご紹介カードは、お客様に説明を行う前に提示し同意を得るものです。ABOが話す内容により、2つのカードを使い分けてください。アマウェイ・ビジネスについては話さず商品やプライムカスタマー入会をおすすめる場合は、「アマウェイご紹介カード(プライムカスタマー)」を使用します。アマウェイ・ビジネスについて説明し、ABO登録をおすすめる場合は、「アマウェイご紹介カード(アマウェイビジネスオーナー)」を使用します。

スポンサー活動資格学習から合格までの流れ



スポンサー活動でやってはいけないこと

「一緒に食事でもどう？」目的を言わずに誘う、
「目的を告げない勧誘」は法律で禁止されています。



アポイントメントを取るときは、
「アムウェイのビジネスや商品を伝えたい」ということをはっきりと伝え、同意を得ましょう。

例えば、「一緒に食事でもしない？」と誘い、突然アムウェイの話をする、相手は「自分に会いたかったわけではなく、アムウェイが目的だったんだ」と裏切られた想いを抱きます。それまで築いてきた信頼関係も、一瞬にして壊れるかもしれません。

はっきり目的を伝え、相手の同意を得た上でスポンサー活動をしましょう。 (P247参照)

「食事をしない？」「料理教室に参加しない？」などはNG。

「アムウェイ・ビジネスをはじめたので、アムウェイ・ビジネスや商品購入の話聞いてほしいの。気になる商品を購入して自分で試してその良さを人に伝えるとともに、ビジネス機会を伝えるというビジネスを紹介したいの」「お料理を作りながらアムウェイ商品を紹介して、商品購入の話をする集まりがあるから、ぜひ来て」などと、商品の販売やプライムカスタマー入会、ABO登録のお勧めのいかなる場合にも事前にきちんと目的を伝え、「アムウェイご紹介カード」を使い相手の同意を得なければいけません。

オンライン上のルールもオフラインと同じです。



ソーシャルメディアなどを活用して商品の紹介をするときは、
カタログや商品ラベルを参考にして正確な情報を掲載してください。

オンラインでもオフラインでもアムウェイの基本は1対1の信頼関係です。自分のソーシャルメディアアカウントなどを上手に活用して、話題や価値観を共有できるオンラインコミュニティをつくることから始めましょう。十分にコミュニケーションをとれていない相手に直接アムウェイに関するメッセージを送ったりすることは厳禁です。

追い込んだり、迫ったり、相手を不安にさせることは
法律に違反する行為です。



目をそらされたり、
話が續かないのは困っているサイン。
相手の気持ちを大切にしましょう。

商品やビジネスの可能性を伝えたい想いが強すぎて、相手を困らせては意味がありません。意味がないだけでなく、迷惑勧誘は違法行為となります。

例えば、たくさんの方の話を聞いてもらおうとして、大勢で取り囲んでしまったり、相手が断っているにもかかわらず、さらに話を続けて長時間引き止めたり。それでは、信頼関係が台無しです。アムウェイは信頼の上に成り立つビジネス。常に相手の立場に立って気持ちを尊重することが大切です。脅迫までは至らなくても、相手がそれによって不安を感じたり、どうしてもよいかわからない状況にすることは、「威迫・困惑」として禁止されています。(P247参照)

親切だと思ってしたことが
ルール違反になることがあります。



プライムカスタマー入会や、ABO (アムウェイビジネスオーナー) 登録、
商品の発注、クレジット申込は、本人が手続きすることがルールです。

「代わりに手続きをしてあげる」ということは、たとえ親切のつもりでもルールに反してしまいます。また、自身で手続きをすることは、自覚や責任を持つ大切な機会ともなります。間違いのないよう、ひとつひとつ確認しながら、丁寧に行っていただきましょう。(P247参照)

栄養補助食品を薬と思わない、思わせないこと。
化粧品は効能・効果や安全性の保証をしないこと。
ルールを守って商品の説明を。



栄養補助食品や化粧品は、医薬品医療機器等法を守って
商品の説明をしましょう。

栄養補助食品について医薬品のような効能・効果があるかのように伝えてしまうと医薬品医療機器等法が適用されます。また、化粧品や医薬部外品は医薬品医療機器等法によってその効能・効果が定められています。たとえ自分自身が使用して実感したことで、効能・効果に関して法律上認められていない表現は使えません。

栄養補助食品によって「アトピーが治った」「疲れがとれる」など、治療効果や体の不調の改善を示すような表現をすると、薬だと思われてしまうのでやめましょう。

化粧品を使うことにより「誰でも肌ハリが出る」などと、効能・効果を保証することは禁止されています。また、安全性を保証したり、優位性を伝えるために他社商品と比較することも禁止されています。
(P248参照)

ABO登録や高額商品の発注は
家族の同意や理解を得てから行うこと。



特に若年層や年配の方へスポンサー活動をしたり
商品発注のサポートを行う際は、登録・発注される方の
家族や周囲の理解を得ているかもあわせて確認しましょう。

どんなに本人がビジネスへの熱意を抱いて登録を希望したり商品を早く使用したいと思っても、登録・発注をされる前に必ず家族や周囲の理解を得るようにしましょう。

良かれと思ってすぐに登録・発注できるようにとサポートをしても、登録・発注した方の周囲の方に心配され後々トラブルに発展してしまうことは大変残念です。

このようなことを未然に防ぐためにも、またアムウェイのレピュテーションを守っていくためにも、相手の知識、判断力などの状況に照らして不適當と思われる勧誘活動はやめましょう。

SNSの投稿も広告としてみなされます。



アムウェイ・ビジネスの紹介をソーシャルメディアなどに投稿をすると、連鎖販売取引の広告に該当します。

ビジネスに誘うような内容、収入や報酬が得られることを明示、暗示するような内容は連鎖販売取引の広告に該当します。このような内容の投稿をするときは、必ず、法定広告記載事項のリンク (<https://amwaylive.com/go/law/>)、氏名、住所、電話番号を表示する必要があります。



ABO登録やプライムカスタマー入会の際は、実際に住んでいる住所で登録すること。



登録住所は、実際に自分が住んでいる住所で登録してください。

アムウェイから色々送られてくると親が心配するから、とりあえずスポンサーの住所にした、というのはNGです。

この場合、まずはご家族の理解を得るという準備が必要です。もし、自分が住んでいる所以外の住所で登録してしまった場合、注文した商品がどこにいつしまったかわからない、といったトラブルも起こりうるので、注意しましょう。

相手の経済状況・必要を超える
金額・量の商品をおすすめするのは
健全なビジネス行為とはいえません。



商品の購入は本人が購入できる範囲内で
おすすめしてください。

相手の人の経済状況にあっていない商品をおすすめすることはできません。キャッシングやリボ払いを紹介する、お金の貸し借りをしたりすることは、親切な行為ではなく、ルール違反になります（P247参照）。

また、相手の人の日常生活において、必要とする以上の金額・量の商品等をおすすめすることは、過剰なおすすめ行為です。

収入については丁寧な説明が必要です。
誤解されるような説明はできません。



アムウェイが公表している最新の「平均ボーナス取得額」を
利用し正しく説明しましょう

アムウェイ・ビジネスで得られる収入について「誰でもすぐ儲かる」「絶対に成功する」と説明したり、一生継続して収入が得られるかのような誤解を招く説明をすることは、「不実告知」として禁止行為に当たります。また、「平均ボーナス取得額」を逸脱した金額で説明することも誤解を招く可能性があります。アムウェイ・ビジネスはたゆまぬ努力と実績が必要です。アムウェイ・ビジネスで得られる収入例について説明する場合は、アムウェイが公表している最新の「平均ボーナス取得額」を利用し正しく説明しましょう。

アムウェイ商品をリサイクルショップ/買取業者等に販売することや、オンラインプラットフォームを通じて販売することは固く禁止されています。

オンラインプラットフォームとは、Amazon、楽天、ヤフーなどのショッピングモール、メルカリ、ラクマなどのアプリ、オークションサイトを意味します。

詳細は「アムウェイ倫理綱領・行動規準」をご確認ください。不正流通撲滅のため、ルール遵守のご協力をお願いいたします。



知っておくべき法律知識

■ 特定商取引に関する法律 (以下「特商法」)

1. アムウェイ・ビジネスと特商法

アムウェイ・ビジネスは連鎖販売取引に当たり、特商法の定めるルールの適用を受けます。

連鎖販売取引とは：商品を購入し、それを再販する者にボーナスが得られるとして、登録料などを支払って会員になってもらうなどの行為。アムウェイの場合、ABO(アムウェイビジネスオーナー)になるよう勧誘し、勧誘された人がABO登録すること。

2. 特商法上の規則

特商法に定められたルールのうち、アムウェイ・ビジネスを行っていく上で特に注意していただかなければならないルールは次のとおりです。特に費用等は正確に、最初に伝えましょう。

① 氏名などの明示義務

連鎖販売取引：最初に次のことを相手の方に明示してください。

- ・自身の氏名
- ・アムウェイのABOであること
- ・アムウェイ商品を購入し使用して、気に入った商品を紹介するアムウェイ・ビジネスへの勧誘が目的であること
- ・アムウェイ商品の種類
- ・更新時の年会費の負担について
- ・ABOは、アムウェイやその関連企業と雇用関係を持つ従業員ではなく、独立した事業主であること

明示方法

アムウェイ・ABO(アムウェイビジネスオーナー) IDカードを見せましょう。

「アムウェイご紹介カード (アムウェイビジネスオーナー)」を提示し、アムウェイの紹介をする旨の同意を得ましょう。

会社から送付される概要書面のP4~P7の掲載内容を説明しましょう。

罰則

違反した場合、指示命令や業務停止命令の対象となります。罰金や懲役が科せられることもあります。

※訪問販売により商品の販売だけを行いたい場合は、訪問販売規制が該当し、年会費の説明は不要で、商品購入の勧誘であることを明確に伝えることが明示義務となります。商品の販売だけを行いたい場合には、初回のみ「目的明示チェックシート(新しいお客様への初回小売り用)」を提示し、同意を得た上で、商品をおすすめしましょう。プライムカスタマー制度についてもご紹介したい場合には、「アムウェイご紹介カード(プライムカスタマー)」を提示し、同意を得た上で、商品をおすすめしましょう。

※訪問販売では、お客様から商品の申し込みがあったとき、販売契約をしたときには、販売伝票(お申し込み【ご契約】内容確認書)を発行します。(書面交付しなかった場合、6カ月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金または両方が科せられます。)

② 書面の交付義務

「ABO登録トレーニング」を申し込むと、アムウェイからプライムカスタマー本人に「概要書面(アムウェイ・ビジネス概要) 特定商取引に関する法律第37条1項に定められた交付書面」が郵送されます。プライムカスタマーは「ABO登録トレーニング」を修了、スポンサー活動資格取得テストに合格するとABO(アムウェイビジネスオーナー)登録することができます。ABO登録完了後、アムウェイから「契約書面(アムウェイ・ビジネス・ハンドブック) 特定商取引に関する法律第37条2項に定められた交付書面」が新規ABOへ郵送されます。

③ 禁止行為

お客様やプロスペクト、プライムカスタマーが適正な判断ができなままABO登録してしまうことがないよう、特商法では次のことを禁止行為としています。

<不実の告知>

取引の勧誘の際、またはクーリング・オフや契約解除を妨げるために、判断に影響を及ぼす重要なことについて事実と反することを告げる。

<重要事項の故意の不告知>

取引の勧誘の際、またはクーリング・オフや契約解除を妨げるために、わざと重要な事実を告げない。

<威迫・困惑>

契約を締結させるため、またはクーリング・オフや契約解除を妨げるために、脅迫めいた強要をしたり、威圧的な態度で困らせる。

- ▶アムウェイでは、次のことについてあらかじめ伝えなければなりません。
- ・年会費(更新時含む)
- ・返品(100%現金返済保証制度)と解約方法について
- ・収入についての適切な情報(P24参照)

〈勧誘目的を隠して公衆の出入りしない場所へ誘っての勧誘行為〉

公衆の出入りしない場所：不特定多数の一般人が自由に出入りしない場所

▶ アムウェイの場合は、自宅やオフィス、日本アムウェイの施設などが「公衆の出入りしない場所」に該当します。

罰則 禁止行為に違反した場合、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、あるいは2つが併せて科せられます。

〈「禁止行為」以外に問題とされる行為〉

正当な理由なしに早朝・深夜に勧誘活動を行う、相手が断っているのに執拗に何度も勧める、お年寄りなどの判断力不足につけこんで契約をさせてしまう、相手の知識、経験および財産の状況からして不相当と認められる勧誘などは問題とされています。これに違反すると改善措置を取るよう行政機関から指導されたり、業務停止処分を受けます。

④クーリング・オフ

連鎖販売取引の契約後、または訪問販売の申し込みや契約後、一定期間内であれば無条件で契約解除や申し込みの撤回をすることができます。これをクーリング・オフといいます。ただし、連鎖販売取引と訪問販売のクーリング・オフには、それぞれ次のような特徴があります。

連鎖販売取引のクーリング・オフ

・「契約書面」を受領した日、または新規契約が更新に伴って購入する商品の、最初の引き渡しを受けた日のどちらか遅い方の日を含めて20日間のうちに、書面または電磁的記録（電子メール等）により申し出ます。

訪問販売のクーリング・オフ

・契約の申込書または契約書を受領した日を含めて8日間のうちに、書面または電磁的記録（電子メール等）により申し出ます。

医薬品医療機器等法

※薬事法は「医薬品医療機器等法」と名称が変更になりました。「薬機法」と称されることもあります。

1. 医薬品医療機器等法の目的

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等商品の品質・有効性・安全性の確保を目的とした法律です。栄養補助食品（ニュートリライト商品）は食品ですから、通常は食品表示法など食品を規制する法律の適用を受けます。しかしながら、栄養補助食品は、「病気の治療や予防に使用されることが目的とされている」または「体の構造や機能に影響を及ぼすことが目的とされている」と人が認識するような広告表現をすると、無承認無許可の医薬品であると判断され、医薬品医療機器等法が適用されることになります。

2. 医薬品医療機器等法の規制が適用される広告の範囲

セールストーク、プレゼンテーション、ビデオ放映にも及びます。さらに、一般的な書籍、小冊子、情報誌等を販売活動の中で特定商品に結びつけて利用している場合にも商品の広告と判断され、医薬品医療機器等法の規制が及びます。

3. 化粧品、医薬部外品の広告に対する医薬品医療機器等法による規制

医薬部外品は、特定の目的を有し人体に対する作用が緩和なものであり、承認および許可を受けて輸入販売または製造販売されています。これらは商品ごとに承認された効能・効果があり、医薬部外品はパッケージや広告に「医薬部外品」と表記があります。承認された効能・効果についてはアムウェイ カタログをご覧ください。なお、化粧品的な医薬部外品（例イデアル ラディアンス プライミング ローション等）については、承認された効能・効果に加えて、以下の化粧品で定められている効能・効果についても事実と反しない限り表現することができます。

①効能・効果の範囲を超える表現は禁止されています。

化粧品の効能・効果は医薬品医療機器等法によって定められています。定められた効能・効果の範囲を逸脱する表現はできません。また、自分自身が実感した効能・効果であっても、それが次頁化粧品の効能・効果の範囲に含まれていない場合には、体験談としてお知り合いに話すこともできません。

②効能・効果を保証する表現は禁止されています。

誰でも同じ効果が得られるとの誤解を与える表現は、効能・効果を保証することになり不適当です。お知り合いに体験談を話す場合に限り、「化粧品の効果には個人差がありますが、私の場合は」と断った上で、化粧品の効能・効果の範囲内の表現を使用してください。

③安全性の保証は禁止されています。

「安全性は確認済み」などの、誰が使っても安全であるとの誤解を与える表現は使えません。なお、お客様から肌の異常などの連絡を受けた場合は、まず使用を中止していただきましょう。

④他社商品の誹謗広告は禁止されています。

化粧品、医薬部外品のデモンストレーションで、他社商品との比較を行うことも誹謗であると判断されますので、行わないでください。

⑤医療関係者等の推薦広告は禁止されています。

病院、医療関係者、理容師、美容師などが推薦、公認、選用しているということは禁止されています。

【化粧品の効能・効果】 商品群別の主な効果

※「皮膚」と「肌」はどちらでも使用可

洗顔料類	ニキビ、アセモを防ぐ／肌を整える／肌のキメを整える／皮膚を清浄にする
パック類	肌をなめらかにする／肌のキメを整える／肌にハリを与える／皮膚を清浄にする／皮膚をすこやかに保つ／皮膚にうるおいを与える
化粧水類	肌あれを防ぐ／肌のキメを整える／肌をひきしめる／皮膚を清浄にする／皮膚にうるおいを与える／皮膚をすこやかに保つ／皮膚をやわらげる／ヒゲソリ後の肌を整える／乾燥による小ジワを目立たなくする
クリーム・乳液類	肌あれを防ぐ／肌のキメを整える／肌をひきしめる／皮膚を清浄にする（メイク落とし）／皮膚をすこやかに保つ／皮膚にうるおいを与える／皮膚の水分、油分を補い保つ／皮膚の柔軟性を保つ／皮膚を保護する／皮膚の乾燥を防ぐ／ヒゲソリ後の肌を整える／乾燥による小ジワを目立たなくする
頭髮用化粧品類	頭皮、毛髪を清浄にする／香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える／頭皮、毛髪をすこやかに保つ／毛髪にハリ、こしを与える／頭皮、毛髪にうるおいを与える／頭皮、毛髪のうるおいを保つ／毛髪をしなやかにする／クシどおりをよくする／毛髪のつやを保つ／毛髪につやを与える／フケ、かゆみかとれる／フケ、かゆみを抑える／毛髪の水分、油分を補い保つ／裂毛、切毛、枝毛を防ぐ／髪型を整え、保持する／毛髪の帯電を防止する

4. 栄養補助食品の広告に対する医薬品医療機器等法による規制

①栄養補助食品は医薬品ではありません。

病気の予防や治療に使う医薬品が、万一効果のないものや有害なものであると、人命に関わる危険性さえあります。ですから、医薬品は医薬品医療機器等法によって厳しく規制されています。一方、栄養補助食品は食品ですが、その形状は野菜や果物とは違い、また健康のために摂取することが唯一の目的です。そのため、医薬品のような効果を表示すると、薬と同じ働きをするものと誤解を与える恐れがあります。しかし、医薬品医療機器等法に定める医薬品に関する承認・許可を得ていませんから、医薬品としての品質、有効性、安全性が確保されていません。医薬品のつもりで使用すると、人の命や健康を脅かすことになりかねません。従って、栄養補助食品をおすすめする場合は、医薬品と誤解を与えない説明をしなければなりません。栄養補助食品（ニュートリライツ商品）について、医薬品のような効能・効果があるかのように伝えてしまうと、無承認無許可の医薬品であると判断され、医薬品医療機器等法が適用されることになります。

②禁止されている医薬品的な効能・効果の表現

a. 病気の治療または予防を目的とする効能・効果

「病気が治る」など治療効果を示す表現や「病気を予防する」などの表現は使えません。

b. 体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能・効果

「疲労回復」など体の不調が改善するかのよう表現や「老化防止」「血液サラサラ」などの表現は使えません。

c. a、bの暗示

③禁止トーク

以下の表現は医薬品的な効能・効果として判断されるため、使えません。

病気の治療や予防を 目的とする効能・効果の表現例	糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に／胃、十二指腸潰瘍の予防に／ 肝臓障害、腎臓障害を治す／ガンがよくなる／ 眼病の人のために／便秘が治る 等
体の組織機能の一般的増強、 増進を主たる目的とする効能・効果の表現例	疲労回復／強精強壮／老化防止／自然治癒力が増す／ 心臓の動きを高める／血液を浄化する／病中病後に 等
「栄養補給」に関する表現例	病中病後の体力低下時の栄養補給に／胃腸障害時の栄養補給に

④まとめ

セールストークを含む広告が適切か不適切かは、総合的に判断して「一般の方が商品を医薬品的な効能・効果があると認識するか否か」に基づいて判断されます。つまり、相手があなたの話の全体からどんな印象を受けたかによって判断されます。誤解を与えない説明として、パッケージやアムウェイ カタログを使って伝えていただくことが大切です。

*栄養補助食品をおすすめする際の注意点：お客様に、ラベルに記載してある原材料や注意事項を確認していただく、食物アレルギーのある方や通院中の方は医師と相談していただく、体質や体調に合わない場合は使用を中止し様子をみていただく。

■ 割賦販売法

1. 割賦販売法とは

割賦販売法は、アムウェイ・クィーンやeSpring浄水器II、アトモスフィア スカイ 空気清浄機など一部の耐久消費財の購入にご利用いただけるクラブアムウェイカード、アムウェイカード、アムウェイ指定の一般クレジットカードおよびアムウェイ・ショッピングクレジットでの商品購入に関連する法律です。

割賦販売法とは：割賦販売において取引が公正に行われ、商品が円滑に流通することによって、国民経済を発展させることを目的として、1961年に制定されました。その後、何度か改正を重ね、消費者保護のための法律としての性格を強めて現在に至っています。

クレジットカード等の発行がある場合は包括信用購入あっせん（第2条第3項）、クレジットカード等の発行がなく商品購入の度に個別にクレジット契約を締結する場合は個別信用購入あっせん（第2条第4項）に該当し、いずれもこの法律の適用を受けるクレジット取引です。これは、消費者が、特定の販売会社（加盟店）で商品等を購入することを条件に、クレジット会社が当該商品の代金を消費者に代わって販売会社に立替払いをし、後日、消費者が当該代金をクレジット会社に2カ月を超えて支払う取引です。商品等の購入から代金支払いまでの期間が2カ月を超えていれば、1回払いしないし2回払いであっても適用されます。

2. アムウェイ・ビジネスと割賦販売法

アムウェイ商品の購入・販売は、全て現金取引が基本です。ただし、アムウェイ・クィーンやeSpring浄水器II、アトモスフィア空気清浄機など一部の耐久消費財を、ABO（アムウェイビジネスオーナー）およびプライムカスタマーのお客様の自家使用としてご購入いただく場合に限って、アムウェイが認める範囲および方法で、クラブアムウェイカード、アムウェイカード、アムウェイ指定の一般クレジットカードおよびアムウェイ・ショッピングクレジットを利用することができます。

■ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）

1. 個人情報保護法の目的と概要

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。アムウェイ・ビジネスに関係するところでは、個人情報の適正な取り扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者が遵守すべき義務および一部の義務違反に対する罰則を定めています。

2. アムウェイ・ビジネスと個人情報保護法

アムウェイ・ビジネスを行うに当たり、個人情報の取扱件数にかかわらず、個人情報データベース（個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの）を利用する者は全て「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報保護法の適用を受けます。よって、アムウェイのみならず、アムウェイ・ビジネスを行うABOも個人情報保護法を遵守する義務があります。

3. 個人情報とは

「個人情報」とは、氏名、顔画像等の生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報をいいます。住所、性別、生年月日、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性や個人に関する事実、判断、評価を表す情報も、他の情報と容易に照合して特定の個人を識別することができる場合には、それらの情報も個人情報に含まれます。また、マイナンバー等の個人識別符号も個人情報に該当します。

4. アムウェイ・ビジネスを行うABOの義務

個人情報保護法に定められた個人情報取扱事業者の義務のうち、アムウェイ・ビジネスを行う上で、特に注意していただくなければならないものは以下のとおりです。「アムウェイ倫理綱領・行動規準」4.15（個人情報保護）も併せてご確認ください。

①適正な取得と利用目的の特定・制限

個人情報を取得する際には、その利用の目的をできる限り特定して相手の方に明示し、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には本人からあらかじめ同意を得る必要があります。

②安全管理措置の実施

取り扱う個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。

③第三者提供の同意取得・記録

人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難である等の法令で認められる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはなりません。また、提供後は、提供日や当該第三者の氏名等に関する記録を作成し、原則として3年間保存しなければなりません。

④事故の報告・通知

個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事態が発生し、本人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの（「アムウェイ倫理綱領・行動規準」4.15.6参照）が生じたときは、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に対して通知しなければなりません。

⑤利用停止や提供停止等の請求への対応

個人情報の適正な取得やあらかじめ本人に明示した利用目的の範囲内での取り扱いに関する義務に違反した場合において、本人から個人情報の利用の停止または消去を求められたときには、原則としてそれに応じる必要があります。また、保有する本人に関する個人情報について本人から開示を求められた場合にも、原則として開示に応じる必要がありますが、開示することによりアムウェイ・ビジネスの遂行に著しい支障が生じる等、開示が困難であるときには、その旨、遅滞なく本人に通知しなければなりません。